

「農地制度をめぐる検討課題」
に関する参考資料

平成 14 年 8 月

(資 料 内 容)

頁

○関係団体、農業生産法人の要望	1
○農地の権利移動関係	3
○特定農地貸付法、市民農園法等	6
○新規就農者の動向（定年帰農関係）	1 0
○農業生産法人制度関連	1 1
○農地流動化、利用権設定等促進事業等	2 1
○農地保有合理化事業	2 6
○耕作放棄地、遊休地対策関係	2 9
○農業委員会関係	3 5

農地の利用集積、法人化の推進等に関する
関係団体、農業生産法人からの主な要望事項（抜粋）

全国農業会議所

（平成14年5月30日 平成14年度全国農業委員会会長大会）

II 担い手・経営政策の確立に関する提案

1. 担い手の創意工夫を活かす経営政策の確立

土地利用型農業の担い手の規模拡大意欲の減退が懸念される中で、担い手の経営確立を支援する観点に立った農地利用集積対策の一層の推進が求められている。

とりわけ、認定農業者のコスト低減や省力化に結びつく農地の面的集積を集落の合意形成を図りながら積み上げていく取り組みを助長する対策を講じる必要がある。

(2) 優良農地の確保と経営視点に立った利用集積の推進

① 経営確立の視点に立った農地利用集積の促進

② 経費負担のルール化を含む遊休農地解消対策の体系的整備

III 国民合意に向けた農業・農村づくりに関する提案

2. 都市農業の振興と都市農村交流の推進

農業・農村への理解促進と都市住民の農業に対する関心の高まりなど消費者ニーズへの迅速な対応を図る観点から、以下の都市農業の振興対策及び都市農村交流の推進措置を講じること。

(1) 農地保有合理化法人による市民農園、学童・福祉農園等の推進

農業が持つ教育的な機能や医療的な効用など多面的な機能についてのニーズに、秩序ある形で機動的に対応するためには、農地保有合理化法人による市民農園の開設や学童農園・福祉農園、地域の特長を活かした滞在型市民農園等の積極的な推進を図る等の措置を講ずること。

(3) 消費者参加型の農業生産法人設立等への支援

消費者参加型の農業生産法人の設立や援農ボランティアによる取り組み等を支援することを通じて、都市農村交流を推進すること。

社団法人日本農業法人協会

（平成14年6月13日「食と農の再生のための農業法人からの提案」）

IV. 「農業構造（生産）政策」の対応方向

現状の農業構造の「問題点」は、「消費構造と生産構造」がミスマッチを起こしていることが大きな課題であり、消費構造に対応した生産構造を早急に構築することが必要。

3. 農業経営の法人化の推進・経営体の体質強化、提携ネットワークの構築

(5) 農業法人間提携のための農業生産法人制度の特例

地域農業の担い手として期待される農業生産法人が核となり、新たに農業生産法人を設立する場合、核となる農業生産法人の出資は議決権の4分の1かつ1法人あたり10分の1以内とされています。しかしながら、地域農業の現状は、核となる農業生産法人への期待が大きく、出資において

も一定の役割を果たさなければならないのが現状です。分社化・のれん分けによる農業生産法人の設立の場合にも、独立する若者には資本が少ないことから、既存の農業生産法人が出資において一定の役割を果たす必要があります。また、耕種法人と畜産法人との連携、共同放牧場等（法人）の設立、集落法人と既存法人との役割分担等に対応する必要があります。

このため、農業生産法人制度の構成員要件を見直し、これら一定の役割を果たす農業生産法人の出資要件について、J A・市町村と同様の取り扱いとすべきです。

社団法人全国農地保有合理化協会

（平成14年7月10日「農地保有合理化事業の実施及び農地の有効利用の推進のための改善点についての提案」）

1. 認定農業者等担い手の規模拡大に際して農地取得の分散化がみられ、このことが生産コストの低減や更なる規模拡大の障害となるなど農地流動化・利用集積の阻害要因の一つとなっている。これを解決するためには担い手の農地の面的集積の意向をより重視したうえで、農地の出し手等に働きかけていく実効力のある仕組みを構築していただきたい。
2. 一定の広がりのある地域等で利用権による農地利用調整を円滑かつ柔軟に行い、担い手の育成等を推進するため、農地保有合理化法人が借入農地を農用地利用集積計画により転貸する場合に、農地所有者等貸付者の同意を不要としていただきたい。
3. 都市近郊や中山間地域で農地の有効利用策の一環として「市民農園」を開設できるようにするため、農地保有合理化法人を「特定農地貸付法」の実施主体に追加していただきたい。

農業経営の法人化に関する意見交換会（平成14年3月6日）

－株式会社化した農業生産法人からの意見－

- 農業外の構成員は現行農地法上25%までしか出資できないが、農産物の生産者や今回創設される投資育成会社等のパブリックなものは50%ぐらいまで出資できるようにしてもよいのではないか。
- 土地利用型農業にとって地域といかにうまくやっていくかが大きな課題である。農業の参入問題について、東京に本社がある企業が落下傘部隊で地域に入ってきてうまくやれていければいいが、うまくいかないときが不安である。そこが担保されないと何でも参入がいいとはいえない。
- 農業生産法人については、子会社等を作って農業の展開ができるよう出資制限を緩和できないか。
- 農業生産法人は構成員として個人が入る必要があるので、行政又は農協の100%出資による法人を設立することができない。農地保全等の特定の政策目的の場合には、要件を緩和できないのか。

耕作目的の農地取得の要件

農地法

第一条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

1 農業目的の農地取得の要件

農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して、農地の権利取得を認めるのが基本的考え方。

したがって、農地の権利取得の際には、以下の要件を満たす必要。

- ① 農地のすべてについて耕作の事業を行うこと。
- ② 農地の取得後において必要な農作業に常時従事すること。
- ③ 農業経営の状況、居住地から権利を取得する農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用すること。
- ④ 農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること。

北海道2ha、都府県50a

(零細農家の発生を抑制し、構造政策の推進に寄与)

2 下限面積の例外

(1) 知事が別の面積を定めた場合

都道府県知事が農林水産省令で定める基準に基づき、下限面積を下回る別段の面積を定めた場合は、その面積。

○ 別段面積の承認状況（平成14年5月現在）

【都府県】

	10a	20a	30a	40a	計
地区数 (%)	111 (4.3)	531 (20.8)	1,037 (40.5)	880 (34.4)	2,559 (100.0)

(2) 集約栽培の場合

野菜、花卉等で集約栽培が行われる場合は、原則の下限面積要件は適用されず、他の要件を満たせば、面積にかかわらず許可される。

(3) 農用地利用集積計画による場合（農業経営基盤強化促進法）

市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の権利移転の場合にも、原則の下限面積要件は適用されない。

○ 農地の権利移転の実績（平成12年）

農地法第3条許可	農用地利用集積計画	計
14千ha 11%	121千ha 89%	135千ha 100%

※ 数値は、自作地有償所有権移転面積、農地法による賃借権設定面積及び基盤強化法による利用権設定面積の合計である。

3 農地を趣味的に耕作する場合

(1) 特定農地貸付け法又は市民農園整備促進法により賃借権の設定を受けることが可能。

開設主体 : 地方公共団体、農協

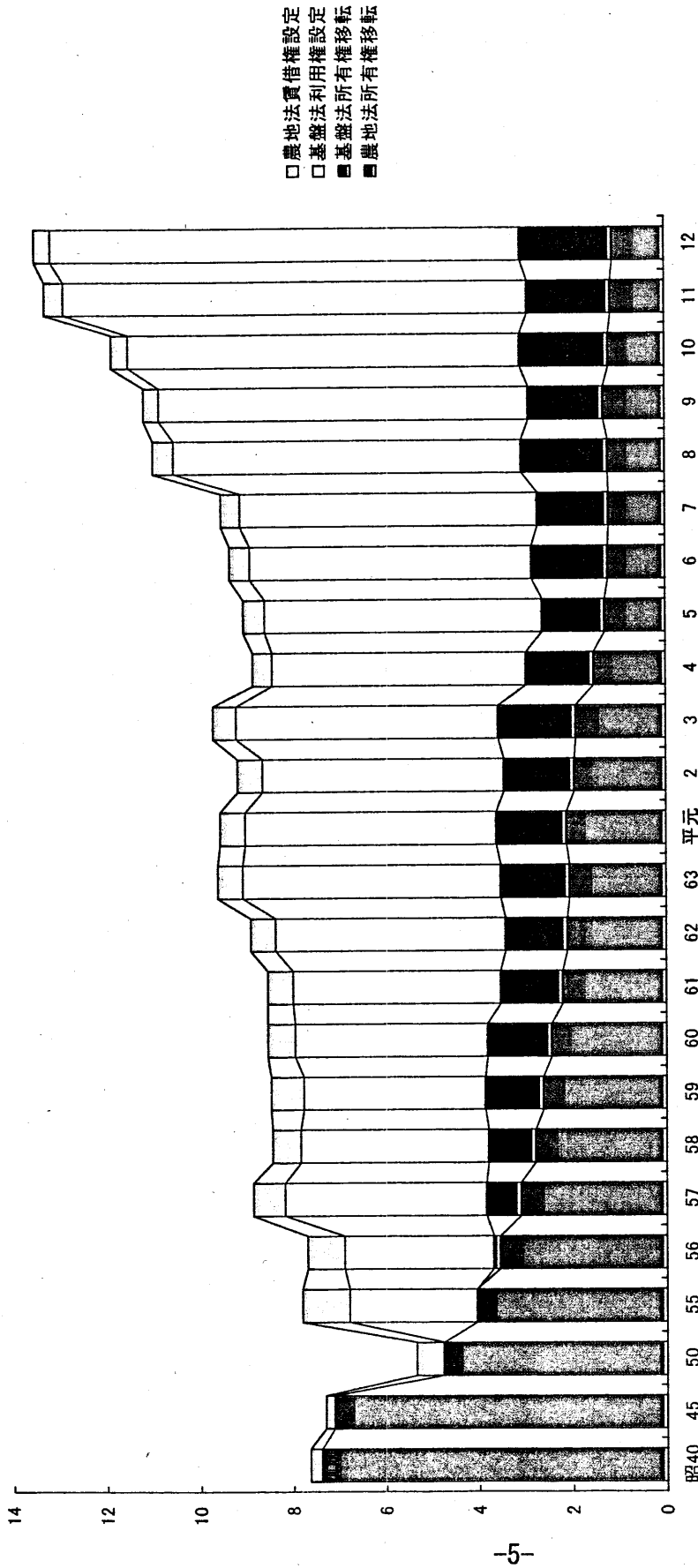
面積 : 10a未満

開設数 : 2,512ヶ所、810ha（平成12年度）

(2) 賃借権の設定を行わずに、農園利用契約を締結して農地の利用することが可能
→特に法律上の規制はない。

○ 耕作目的の農地移動面積の推移

(万ha)



□ 農地法賃借権設定
 □ 農地法利用権設定
 ■ 農地法所有権移転
 ■ 農地法所有権移転

	昭和40年	45	50	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
農地法所有権移転	7.4	7.1	4.8	4.0	3.5	3.1	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1	2.0	2.1	1.9	1.9	1.5	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.1	1.1
農地法所有権移転	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	1.0	1.2	1.4	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.4	1.3	1.6	1.5	1.8	1.6	1.9	1.8	2.0	
農地法賃借権設定	0.0	0.0	0.0	2.7	3.2	4.3	4.0	3.9	4.1	4.5	4.9	5.5	5.4	5.2	5.6	5.5	6.0	6.1	6.4	7.5	7.9	8.4	10.0	10.1	
農地法賃借権設定	0.2	0.2	0.6	1.0	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	
計	7.6	7.3	5.3	7.8	7.7	8.9	8.4	8.5	8.5	8.5	8.9	9.6	9.6	9.2	9.7	8.8	9.0	9.3	9.5	11.0	11.2	11.8	13.3	13.5	

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」
 注：「農地移動面積」には、経営規模の拡大に直接結びつかない農地法に基づく使用貸借による権利設定、小作地所有権移転、自作地無償所有権移転等は含まない。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要

1 趣旨

地方公共団体又は農業協同組合が行う都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸し付けについて、農地法等に関する特例を措置。

2 概要

(1) 特定農地貸付けの定義

地方公共団体又は農業協同組合が行う農地の貸付けで、次に掲げる要件に該当するもの。

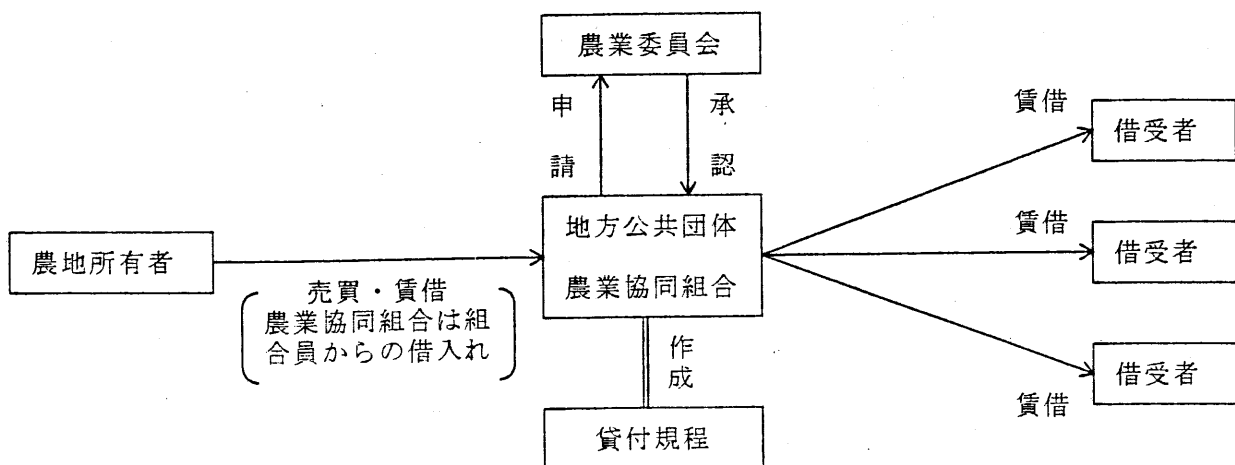
- ① 10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- ② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- ③ 貸し付け期間が5年を超えないこと。

(2) 特定農地貸付けの承認

- ① 地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請。
- ② 農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認。

(3) 農地法等の特例（承認の効果）

- ① 特定農地貸付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法第3条の許可及び同法の小作地所有制限等の規定の適用を除外。
- ② 農業協同組合は、農業協同組合法の規定にかかわらず、組合員の所有する農地について、特定農地貸付けを行うことが可能。
- ③ 地方公共団体又は農業協同組合を、その農地について権原に基づき耕作の業務を営む者とみなし、土地改良事業への参加資格を付与。



市民農園整備促進法の概要

1 目的

市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。

2 市民農園の定義

①及び②の総体

① イ又はロ

イ 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの用に供される農地

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（都市住民等に対する権利設定なし）

② 市民農園施設（①の農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設）

3 市民農園の整備に関する基本方針

都道府県知事は、市民農園の整備の基本的な方向、市民農園区域の設定に関する事項等を内容とする「市民農園の整備に関する基本方針」を定める。

4 市民農園区域

市民農園を開設するためには、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域で市民農園として利用することが適当と認められること等の要件に該当するものを市民農園区域として指定することが必要。

市街化区域については、市民農園区域の指定は不要。

5 交換分合

市町村は、市民農園区域を指定し、又はこれを変更しようとする場合において、市民農園区域内の土地を含む一定の土地について交換分合を行うことができる。

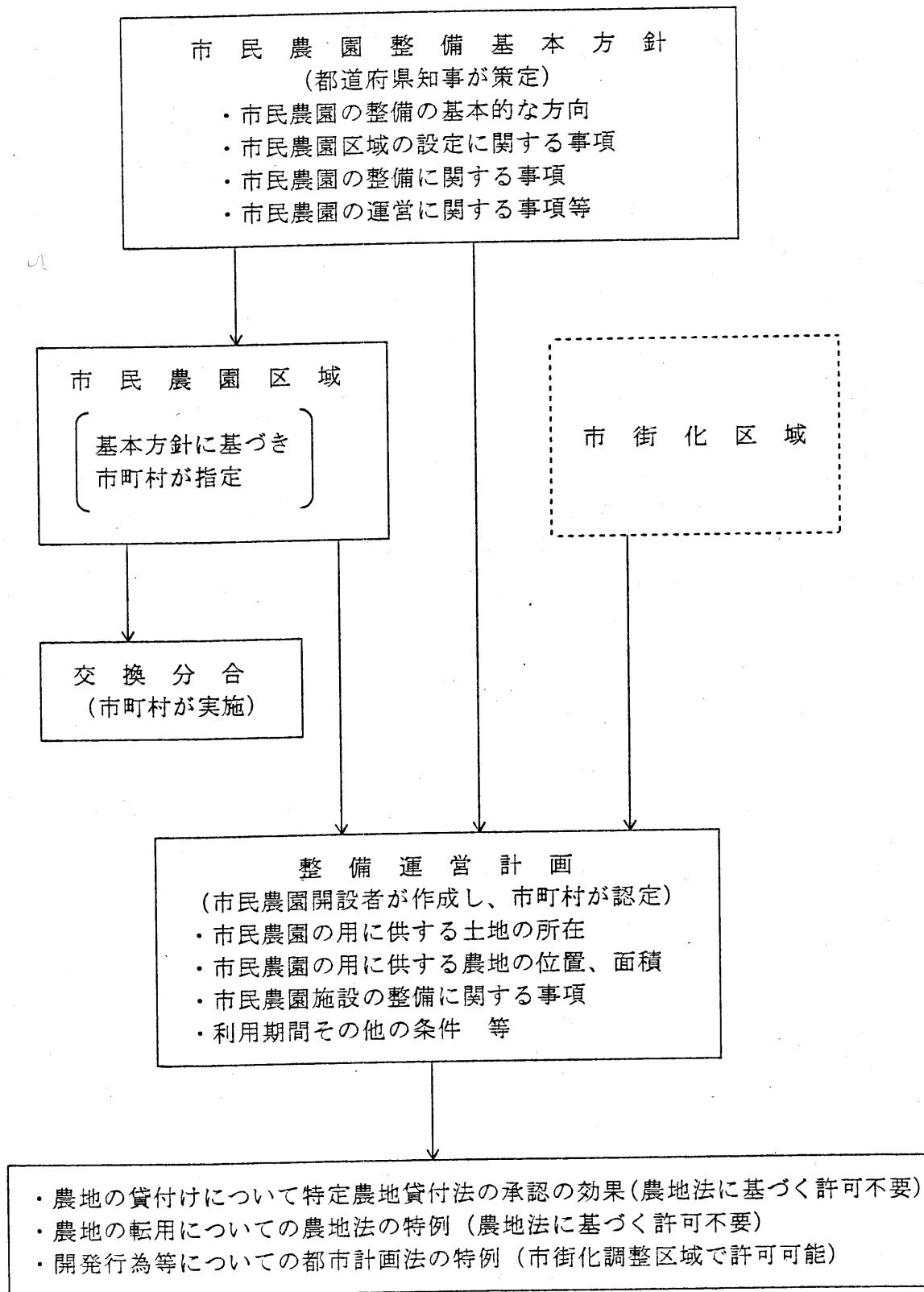
6 市民農園の開設の認定

市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の用に供する土地の所在、市民農園の整備に関する事項、市民農園の運営に関する事項等を記載した整備運営計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

7 認定の効果

- (1) 認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が整備運営計画に従って特定農地貸付けを行う場合には、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく承認を受けたものとみなす。
- (2) 認定開設者が整備運営計画に従って農地等を市民農園施設の用に供する場合には、農地法に基づく転用許可があったものとみなす。
- (3) 認定開設者が整備運営計画に従って行う一定の市民農園施設に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可が可能となる。

市民農園整備促進法のフロー



法律に基づく市民農園の開設状況推移

(市民農園整備促進法及び特定農地貸付法)

1 両法に基づく市民農園の開設状況

区分	平成5年3月		平成9年3月		平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		平成13年3月	
	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積
地方公共団体		ha		ha		ha		ha		ha		ha
	515	159.3	1,245	388.5	1,434	440.5	1,607	483.5	1,758	527.9	1,956	623.8
農業協同組合	167	35.9	360	72.0	376	79.4	423	91.9	453	100.2	435	103.7
農地所有者	9	7.2	53	35.2	71	42.6	89	51.7	108	68.3	121	82.7
計	691	202.4	1,658	495.7	1,881	562.5	2,119	627.1	2,319	696.4	2,512	810.2

2 市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設状況

区分	平成5年3月		平成9年3月		平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		平成13年3月	
	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積
地方公共団体		ha		ha		ha		ha		ha		ha
	27	37.3	93	116.5	107	137.5	121	157.5	133	175.1	145	192.4
農業協同組合	9	6.9	19	13.0	20	15.4	24	18.9	31	22.0	30	21.4
農地所有者	9	7.2	53	35.2	71	42.6	89	51.7	108	68.3	121	82.6
計	45	51.4	165	164.7	198	195.5	234	228.1	272	265.5	296	296.4

3 特定農地貸付法に基づく市民農園の開設状況

区分	平成5年3月		平成9年3月		平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		平成13年3月	
	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積	農園数	面積
地方公共団体		ha		ha		ha		ha		ha		ha
	488	122	1,152	272	1,327	303	1,486	326	1,625	353	1,811	432
農業協同組合	158	29	341	59	356	64	399	73	422	78	405	82
計	646	151	1,493	331	1,683	367	1,885	399	2,047	431	2,216	514

新規就農者の動向

○新規学卒就農者及び離職就農者の推移

(単位：千人)

区 分	60	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
新規就農青年[39歳以下]	20.5	4.3	4.8	4.9	6.5	6.3	7.6	8.5	9.7	11.1	11.9	11.6
新規学卒就農者	4.8	1.8	1.7	1.7	1.8	2.1	1.8	2.0	2.2	2.2	2.0	2.1
離職就農者[39歳以下]	15.7	2.5	3.1	3.2	4.7	4.2	5.8	6.5	7.5	8.9	9.9	9.5
中高年 [40歳以上の離職就農者]	73.4	11.4	16.4	16.0	24.6	32.5	40.4	42.5	47.0	53.2	53.5	65.9
40～49歳	7.8	1.1	1.8	1.9	3.3	5.4	6.5	7.8	7.4	8.4	13.5	6.6
50～59歳	36.3	5.5	7.7	6.6	9.2	8.7	9.3	10.0	11.0	13.2	25.1	14.5
60～64歳	17.5	4.1	4.9	5.0	7.7	10.6	14.3	11.1	13.7	16.6	8.6	19.4
就農促進法上の 中高年(40～64)	61.6	10.7	14.4	13.5	20.2	24.7	30.1	28.9	32.1	38.2	47.2	40.4
65歳以上	11.8	0.7	2.0	2.5	4.4	7.8	10.3	13.6	14.9	15.0	6.3	25.4
合 計	93.9	15.7	21.2	20.9	31.1	38.8	48.0	51.0	56.7	64.2	65.4	77.1
(参考) 離職就農者合計	89.1	13.9	19.4	19.1	29.2	36.7	46.2	48.9	54.5	62.0	63.4	75.0

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。

(注) 1. 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人。

(在宅、Uターンを問わない。)

2. 平成3年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

○新規参入者（農家後継者以外の就農）の状況

(単位：人)

項目 \ 年度	60	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
新規参入者	66	69	79	126	191	167	251	342	353	330	460	460	530

資料：平成10年～13年については農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」。

昭和60年及び5～9年については各都道府県調べを農林水産省で集計。

2～4年については農林水産省「新規青年就農者等緊急調査」。

(注) 上記調査ごとに手法が異なることから、各調査にまたがる数値については連続性がない。

農業生産法人の要件

1 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）又は有限会社のいずれかであること。

2 事業要件

法人の主たる事業が農業（農業に関連した事業^(注)を含む。）であること。

(注) ① 法人の行う農業に関連する事業であって次に掲げるもの

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
- ② 農業と併せ行う林業
- ③ 農事組合法人にあつては農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 構成員要件

法人の構成員は、すべて次に掲げるもののいずれかであること。

- ア 法人に農地の権利を提供した個人
 - イ 法人の行う農業に常時従事する者
 - ウ 法人に現物出資を行った農地保有合理化法人
 - エ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会
 - オ 法人から法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者
(例) スーパー、食品加工業者
 - カ 法人に対しその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して行う者
(例) 農産物運送業者、農業機械メーカー
 - キ 次の契約を締結している者
 - ① 特許権の実施の許諾に係る契約
 - ② 実用新案権の実施の許諾に係る契約
 - ③ 新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約
 - ④ 種苗法に定める育成者権の利用の許諾に係る契約
- ・ 合名会社又は合資会社にあつては、オ、カ又はキに該当する者の数の合計が社員の総数の1/4以下であることが必要。
 - ・ 有限会社又は株式会社にあつては、オ、カ又はキに該当する者の議決権の合計が議決権の総数の1/4以下であり、かつ、そのいずれの者の議決権についても、総数の1/10以下であることが必要。

4 業務執行役員要件

法人の行う農業に常時従事する構成員が役員のお半数を占め、かつ、そのお半数を占める役員のお半数の者が、農作業に一定程度以上従事すること。

農業生産法人の要件

○ 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるもの）

○ 事業要件

農業（関連事業を含む。）

関連事業：農産物製造加工、貯蔵、運搬、販売
 農業生産資材の製造
 農作業の受託
 林業、共同利用施設の設置 等

売上高で過半

その他事業（例） 民宿、キャンプ場、
 造園、除雪等

○ 構成員要件

農地の権利を提供した個人
 法人の農業の常時従事者
 農地保有合理化法人
 農業協同組合、農業協同組合連合会
 地方公共団体

法人から物資の供給等を受ける者
 又は
 法人の事業の円滑化に寄与する者

- ・ 産直契約する個人
 - ・ ライセンス契約する種苗会社
- 法人と継続的取引関係にある個人・法人（政令）
 (例) ・ 食品加工業者
 ・ 生協、スーパー
 ・ 農産物運送業者 等

総議決権の4分の1以下（1構成員は10分の1以下）

○ 役員要件

法人の農業の常時従事者である構成員

役員全体の過半

法人の農作業に従事する役員

過半の過半

13年5月

農業生産法人としての株式会社へ組織変更または設立の実態・意向調査

(社) 日本農業法人協会調べ

質問項目	回答数
○株式会社へ組織を変更した	5 (1.0)
○株式会社を設立した	5 (1.0)
○株式会社への組織変更を予定	12 (2.4)
○株式会社の設立を予定	5 (1.0)
○株式会社への組織変更・設立を検討中	102 (20.7)
回答数	492 (100%)

注) () 内は、回答数に占める構成比である。

21世紀農業法人のスガタ・カタチを探る（抜粋）

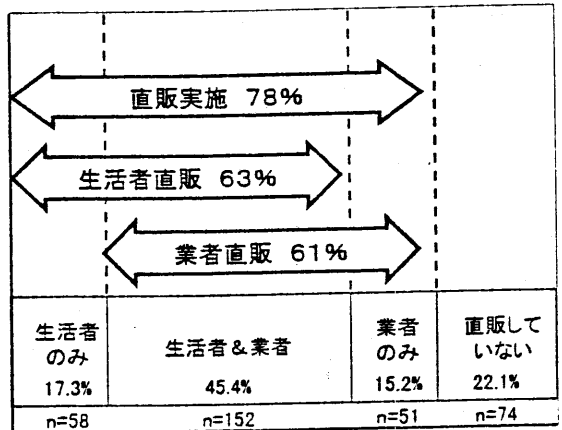
<2000年度 農業法人実態調査結果>

平成13年3月 社団法人日本農業法人協会

1-5 8割の法人が直販を実施

- 78%が直販を実施
生活者直販も63%が実施

[Data] 直販実施状況(全体) n=353



0% 20% 40% 60% 80% 100%

※業者=仲卸・小売業・スーパー・百貨店・食品メーカー

社団法人 日本農業法人協会

- 観光・交流、加工、果樹、稲作で直販率が高い

[Data] 直販実施状況(経営タイプ別) n=353 単位(%)

	生活者のみ	業者生活者&	業者のみ	直販なし
n=55 稲作	24	53	7	16
n=39 畑作・野菜	10	38	28	23
n=60 畜産	5	33	15	47
n=23 果樹	39	48	0	13
n=44 花卉	14	45	16	25
n=19 農産加工	21	68	11	0
n=7 観光・交流	71	29	0	0
n=43 複合・多角	23	63	5	9

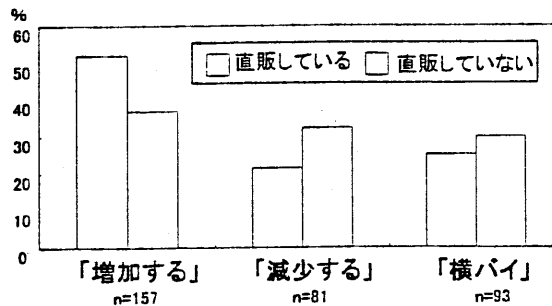
*1位赤 2位青

1-6 “生活者との絆”が成長をもたらす

- 生活者直販が売上の伸張に寄与 [Data] 生活者直販の有無と今後の売上見通し

- 業者向け直販はやや厳しい状況

- 直販は顧客基盤が厳しい時代の経営の支え



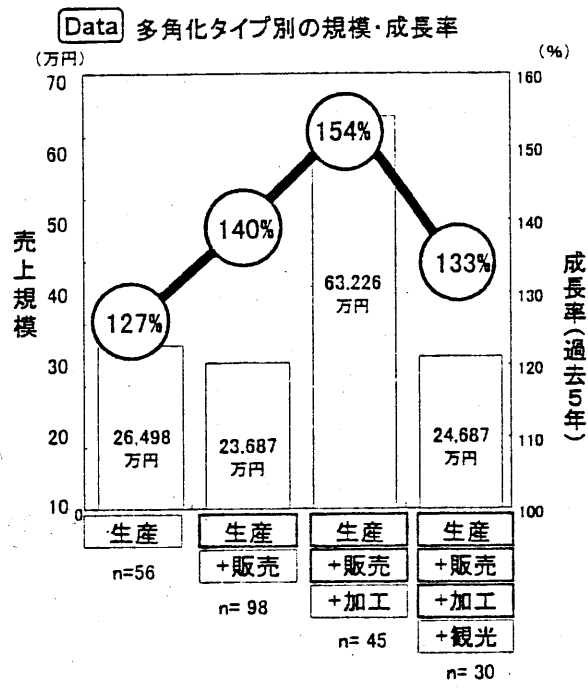
[Data] 直販タイプと成長率(過去5年間) n=261

サンプル数	直販タイプ	減少 (~100%)	100~150%	150~200%	200%以上	平均成長率
n=152	生活者&業者	27%	46%	12%	9%	144%
n=58	生活者のみ	24%	42%	20%	12%	138%
n=51	業者のみ	47%	33%	4%	11%	112%

社団法人 日本農業法人協会

1-7 ①多角化法人はグンゲン伸びる

- 多角化法人の成長率が高い
- 加工事業が規模、成長率とも抜きん出て大きい



社団法人 日本農業法人協会

1-7 ②経営タイプによって異なる多角化状況

- 「生産のみ」が多い.....畜産
- 「生産+販売」が多い.....畑作・野菜／花卉
- 「生産+販売+加工」が多い.....稲作／果樹
- 「生産+販売+加工+観光」が多い.....農産加工／観光・交流／複合・多角

Data 経営タイプ別・多角状況

経営タイプ	生産のみ	生産+販売	生産+販売+加工	生産+販売+加工+観光
n=52 稲作	12%	54%	33%	2%
n=40 畑作・野菜	13%	75%	10%	3%
n=57 畜産	54%	39%	7%	0%
n=20 果樹	20%	40%	25%	15%
n=46 花卉	24%	59%	7%	11%
n=9 農産加工	0%	22%	67%	11%
n=30 観光・交流	7%	30%	43%	20%
n=32 複合・多角	6%	28%	41%	25%
n=286 全体	21%	47%	23%	9%

社団法人 日本農業法人協会

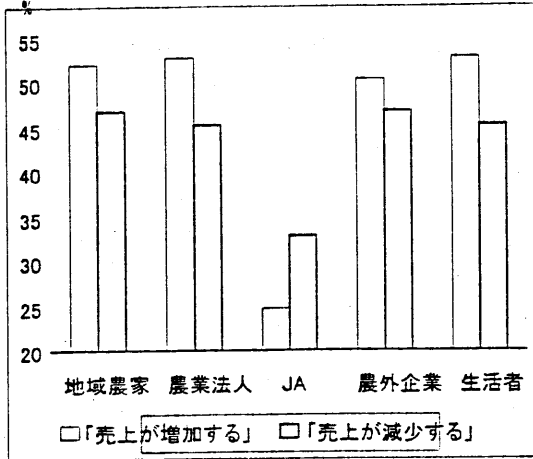
1-11 ①ネットワークが成長の鍵

●多角化が促す農内・農外のネットワーク構築
 一方で、地域農業、農業法人間の連携志向も強まる

[Data] 多角化段階別・希望提携先 (上位3位)

順位	生産のみ n=43	生産 +販売 n=99	生産 +販売 +加工 n=55	生産 +販売 +加工 +観光 n=34
1	地域農家 48.8%	地域農家 47.5%	生活者 61.8%	生活者 70.6%
2	農外企業 41.9%	農業法人 47.5%	農外企業 58.2%	農業法人 52.9%
3	農業法人 39.5%	農外企業 47.5%	地域農家 54.5%	地域農家 50.0%

[Data] 希望提携先と今後の売上見通し(n=258)

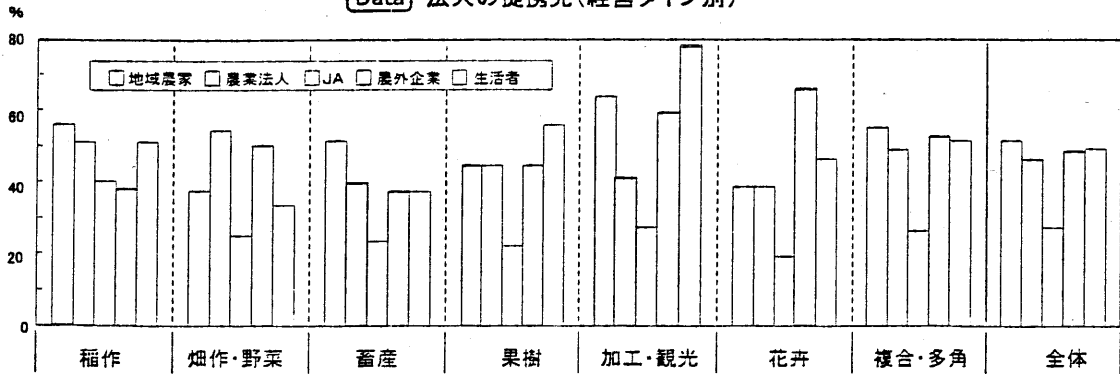


社団法人 日本農業法人協会

1-11 ②多様な連携を模索する農業法人

- 提携先では、
- ①農外企業...花卉、加工・観光
 - ②生活者...加工・観光、果樹、稲作
 - ③地域農家...加工・観光、稲作、複合・多角、畜産
 - ④農業法人...畑作・野菜、稲作、複合・多角
 - ⑤JA.....稲作

[Data] 法人の提携先(経営タイプ別)



社団法人 日本農業法人協会

○1戸によって構成される農業生産法人数

	総 数	
		1戸1法人
法人数	6,213	2,680
農事組合法人	1,559	146
有限会社	4,628	2,518
合資会社	20	14
合名会社	6	2

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

○自営農業を法人化している農家数

自営農業を 法人化して いる農家数		
	農事組合法人	会 社
7,914	2,065	5,849

資料：2000年農業センサス

注：農地を利用しない畜産、花き・花木等を営む法人も含まれるため、
「1戸によって構成される農業生産法人数」と一致しない。

○ 農業生産法人の構成員の状況について（複数回答）

（単位：人）

	1法人当たり 構成員数	法人に農地を 提供している 個人	法人の事業に 常時従事して いる者	その他
農事組合法人	12.4	7.0	8.5	0.1
有限会社	5.2	1.8	4.1	0.1

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成11年9月）

調査法人数：1,889法人（一戸一法人を除く。）

注：「法人に農地を提供している個人」と「法人の事業に常時従事している者」については、重複して該当している場合があるため、内訳の合計は「1法人当たりの構成員数」より多くなる。

○ 農畜産物の供給等を受ける個人又は事業の円滑化に寄与する者が構成員となっている農業生産法人数

計	産直契約	農作業受託	新技術等提供	その他
56	26	23	7	3

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成12年1月現在）

注：各項目に重複して該当する者が構成員となっている法人があるため、各項目の合計は必ずしも総数と一致しない。

○ 法人に現物出資を行った農地保有合理化法人（農業協同組合を除く。）又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が構成員となっている農業生産法人数

計	農地保有合理化法人	農協	農協連合会
41	16	24	1

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成12年1月現在）

注：各項目に重複して該当する者が構成員となっている法人があるため、各項目の合計は必ずしも総数とは一致しない。

○ 関連事業の有無

営農類型	法人数			(a / A × 100) (%)
	関連事業 有り (a)	関連事業 無し	計 (A)	
米 麦 作	741	611	1,352	54.8
果 樹	234	416	650	36.0
畜 産	403	1,435	1,838	21.9
そ 菜	232	425	657	35.3
特用作物	131	203	334	39.2
花 き	173	411	584	29.6
そ の 他	230	568	798	28.8
計	2,144	4,069	6,213	34.5

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

○ 実施している関連事業の内容

関連事業を実施している農業生産法人数	農畜産物の製造加工	農畜産物の貯蔵・運搬・販売	資材の製造	農作業の受託
法人 2,144	法人 684	法人 971	法人 72	法人 730

資料：農林水産省経営局調べ（平成13年1月現在）

注：複数の関連事業を行っている法人があるため、内訳の合計は、関連事業を実施している農業生産法人数とは一致しない。

○ 農家以外の農業事業体への地方公共団体の出資状況

計	農協・その他の農業団体、 その他と共同出資	農協・その他の農業団体と 共同出資	その他と共同 出資	地方公共団体 のみ出資
190	27	52	12	99

資料：2000年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査報告書」（農林水産省統計情報部）

○ 中山間地域における第3セクターの設立状況

区 分	組 織 形 態				合 計
	社団法人	財団法人	株式会社	有限会社	
第3セクター数	36	80	21	24	161
農作業受託	19	67	11	19	116
畜産	16	2	9	5	32
加工販売等	23	75	18	21	137

資料：農林水産省旧構造改善局調べ（平成10年5月1日現在）

注1：調査対象は、特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、離島地域、半島地域。

注2：本表に係る第3セクターは、農地保有合理化事業、農作業受託事業又は産直事業のいずれかを行っているものである。

農地流動化対策

14年度予算額（13年度予算額）

農業経営基盤強化促進法に基づく効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するためには、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進することが必要である。

- (1) 農地利用集積特別対策
- ① 市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係機関・団体が流動化情報を共有し、関連事業の組み合わせや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定するとともに、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施。
 (農地流動化地域総合推進事業) 1, 136 (2, 528) 百万円
- ② 基盤整備が実施された地区において、地域農業者の合意の下に担い手への農地の面的集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に資する農地の利用調整に取り組む重点推進地区を育成。
 (農地利用集積実践事業) 793 (1, 329) 百万円
- (2) 基盤整備が実施された地区において、地域農業者の合意の下に農地利用に関するプランを作成し、農地保有合理化促進事業の重点的实施により担い手への農地集積を加速。
 (利用集積緊急推進事業) 12, 100 (0) 百万円
- (3) 経営構造確立構想の達成に向けて、担い手経営農地の面的集積や作物別作付地の団地化を図るための土地利用調整システムの構築を支援。
 (転換システム構築支援事業) 76 (0) 百万円
- (4) 地域農産物の安定的な供給体制を確立するための適地適作を考慮した作付地の団地化への支援。
 (販路開拓緊急対策事業(うち生産団地確立実践活動分)) 0.8 (0) 百万円
- (5) 農地保有合理化事業
- ① 農地保有合理化法人が自ら農用地等を買入れ又は借り入れて一定期間保有した後、一定の要件を満たす認定農業者等に再配分(売渡し又は貸付け)を行うことにより、円滑な離農と認定農業者等への農用地の利用集積を促進。
 (農地保有合理化促進事業) 事業枠 660 (496) 億円
- ② 農地保有合理化法人が農地の売渡信託を引き受け、同時に委託農家に対し無利子資金の貸付けを行うことにより、円滑な離農と認定農業者等への農用地の利用集積を促進。
 (農地信託等事業) 融資枠 1 (1) 億円
- ③ 自己資本の充実と経営規模の拡大を図る農業生産法人を支援するため、農地保有合理化法人が農用地等を現物出資。
 (農業生産法人出資育成事業) 資金枠 10 (3) 億円
- (6) 農地保有合理化総合推進事業
 地域の実情に即した農地流動化と農地利用の集団化を促進するため、県合理化法人と市町村合理化法人が連携して集落等を単位として農地保有合理化事業を総合的、効果的に実施するための体制を整備。
 (農地保有合理化総合推進事業) 186 (186) 百万円
- (7) 農作業受委託促進特別事業
 農地保有合理化法人が農作業の受託者に対して受託料の3年分以内(認定農業者については5年分以内)を無利子で貸し付ける事業により農作業受委託を促進。
 (農作業受委託促進特別事業) 貸付枠 60 (60) 億円
- (8) 農地売買円滑化事業
 農地保有合理化法人が買入れた農地を認定農業者等に一時貸付け後に売り渡す際に、一時貸付期間中の農地価格の下落により買入価格との差額が生じた場合に、農地保有合理化法人に対し当該差額の一部を助成。
 (農地売買円滑化事業) 1, 000 (1, 000) 百万円

利用権設定等促進事業の概要

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に従って実施される農業経営基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業（農用地について利用権の設定・移転、所有権の移転を促進する事業）が位置づけられている。

1 農用地利用集積計画の作成

市町村は、農業委員会の決定を経て利用権設定等の当事者、利用権設定等を行う土地、借賃等を定めた農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画の要件

- (1) 計画の内容が市町村基本構想に適合すること
- (2) 利用権の設定等を受ける者が次の全てに該当すること
 - ① 農用地のすべてを耕作する場合
 - ② 農作業に常時従事する場合
 - ③ 効率的に耕作を行う場合
- (3) 利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ていること

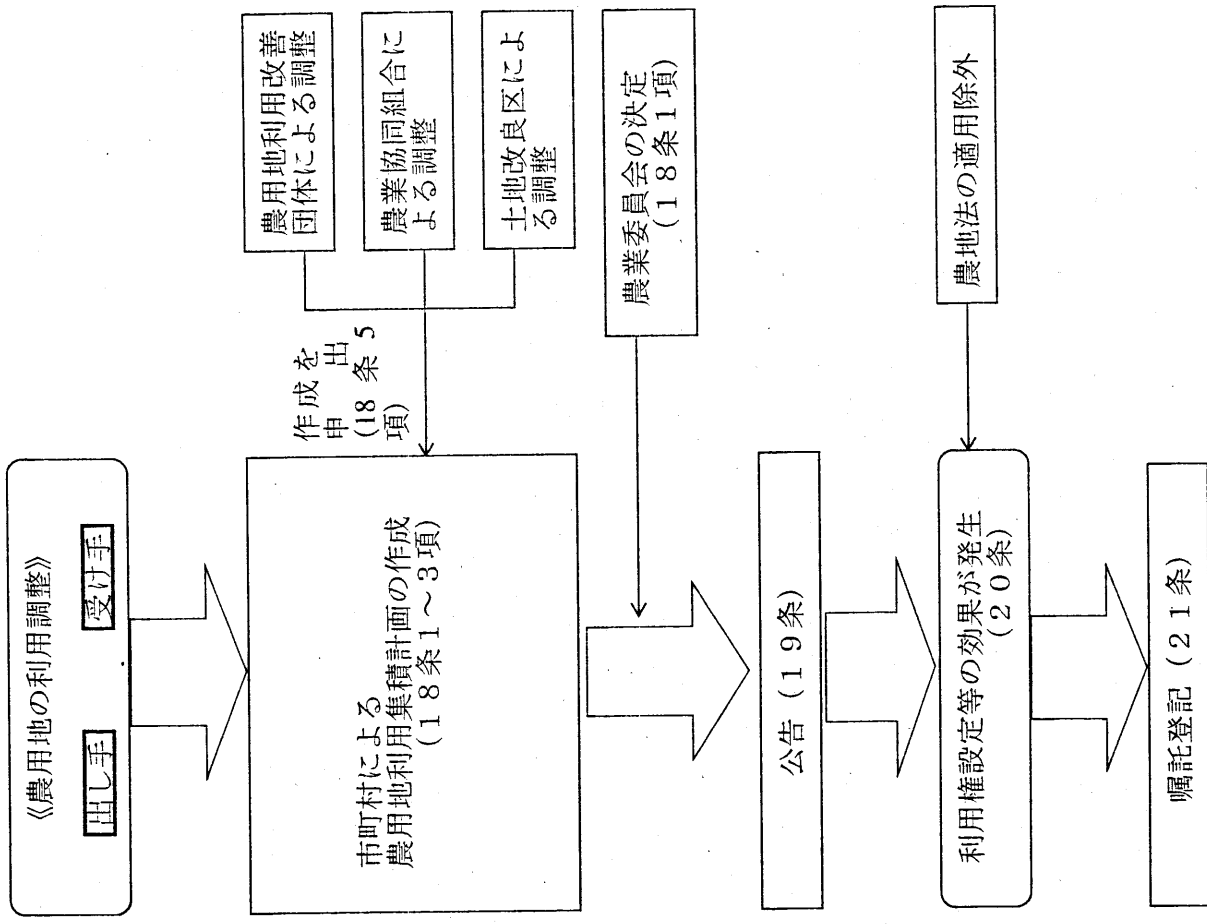
3 計画の公告

計画の公告により、計画の定めるところによって利用権が設定・移転され、又は所有権が移転する。

4 農地法の特例

農用地利用集積計画の定めるところにより農用地の利用権の設定等が行われる場合には、次の規定は適用されない。

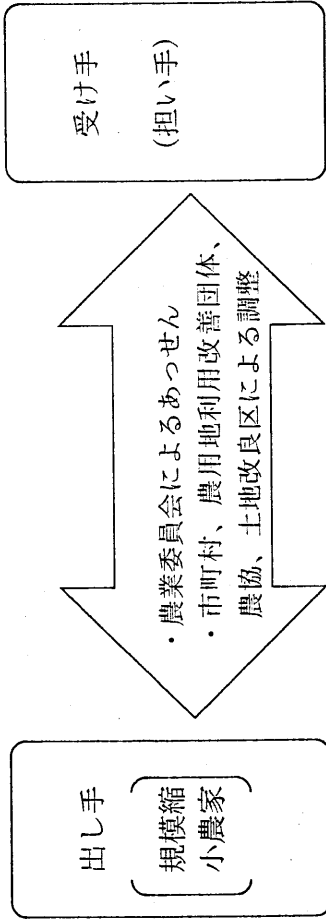
- ① 権利移動の許可（第3条）
- ② 小作地所有制限（第6条）
- ③ 賃貸借の法定更新（第19条）



農用地利用集積の推進方策

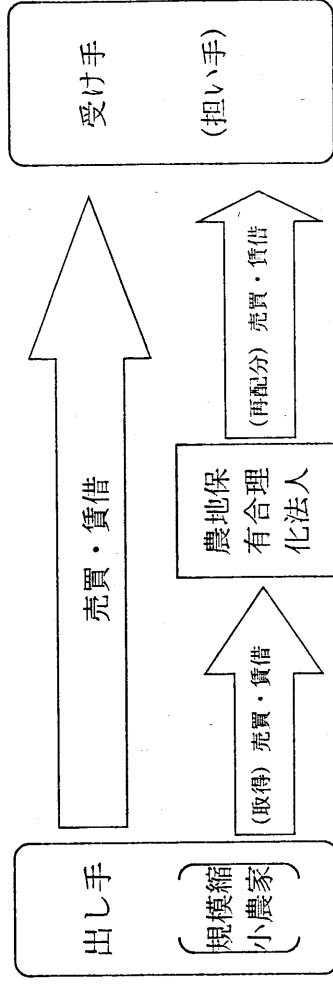
1 農用地の利用調整

- (1) 農業委員会によるあっせん（農地移動適正化あっせん事業）
農業委員会が、規模縮小農家と担い手の間に入って、規模縮小農家の農地が担い手に集積されるよう調整。
- (2) 市町村、農用地利用改善団体、農協、土地改良区による調整
これらの団体が農地の利用調整機能を活かして、規模縮小農家の農地が担い手に集積されるよう調整。



2 農用地の権利移動

- (1) 規模縮小農家と担い手との間で売買・賃借が行われる場合。
- (2) 農地保有合理化法人が、規模縮小農家から農地を買入れ（借り入れ）、担い手に売り渡す（貸し付ける）場合（農地保有合理化事業）。



利用集積緊急推進事業（新規）

1. 趣旨

近年の農産物価格の低迷等に伴い、土地利用型農業の担い手の規模拡大意欲の減退が懸念されているなかで、食料・農業・農村基本法が目指す農業構造の確立に向けて、意欲と能力のある経営体が地域農業の核となる農業構造への転換を図ることが喫緊の課題である。このような地域農業の構造転換を推進するためには、それらの経営体への農地の面的集積を緊急に推進していくことが不可欠である。

このため、生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に地域の農地利用に関するプランを作成し、これに基づき担い手への農地の面的集積を促進する。

2. 事業内容

- (1) 農業構造転換担い手集積加速事業（800地区）
 - ① 基盤整備事業の実施に伴い、既に作成されている担い手への土地利用計画をベースに優良農地の担い手への面的集積を促進するための農地利用プランを作成する。
 - ② 農地利用プランに基づく担い手への農地の利用集積を円滑に図るうえで必要となる簡易なほ場の整備等を行う。
- (2) 農業構造転換地域連携事業（1200地区）
 - ① 地域の合意に基づき、優良農地の担い手への面的集積を促進するための農地利用プランを新たに策定する。
 - ② 農地利用プランに基づく担い手への農地の利用集積を円滑に図るうえで必要となる簡易なほ場の整備等を行う。
- (3) 農地保有合理化促進事業の拡充

農地利用プランの実現を支援するために、以下の農地保有合理化促進事業を重点的に実施し、それに要する資金の一部を無利子で貸し付ける方式（回転資金化）を導入する。

 - ① 農地保有合理化法人が担い手以外の者から農地を買入れ、担い手へ売渡し又は一時貸付けを行った後に売渡しを行う。
 - ② 担い手へ農地を貸し付けるために農地保有合理化法人が担い手以外の者から農地を借り入れる場合、当該農地の貸し手に対して小作料の一括前払いを行う。

3. 事業実施主体等

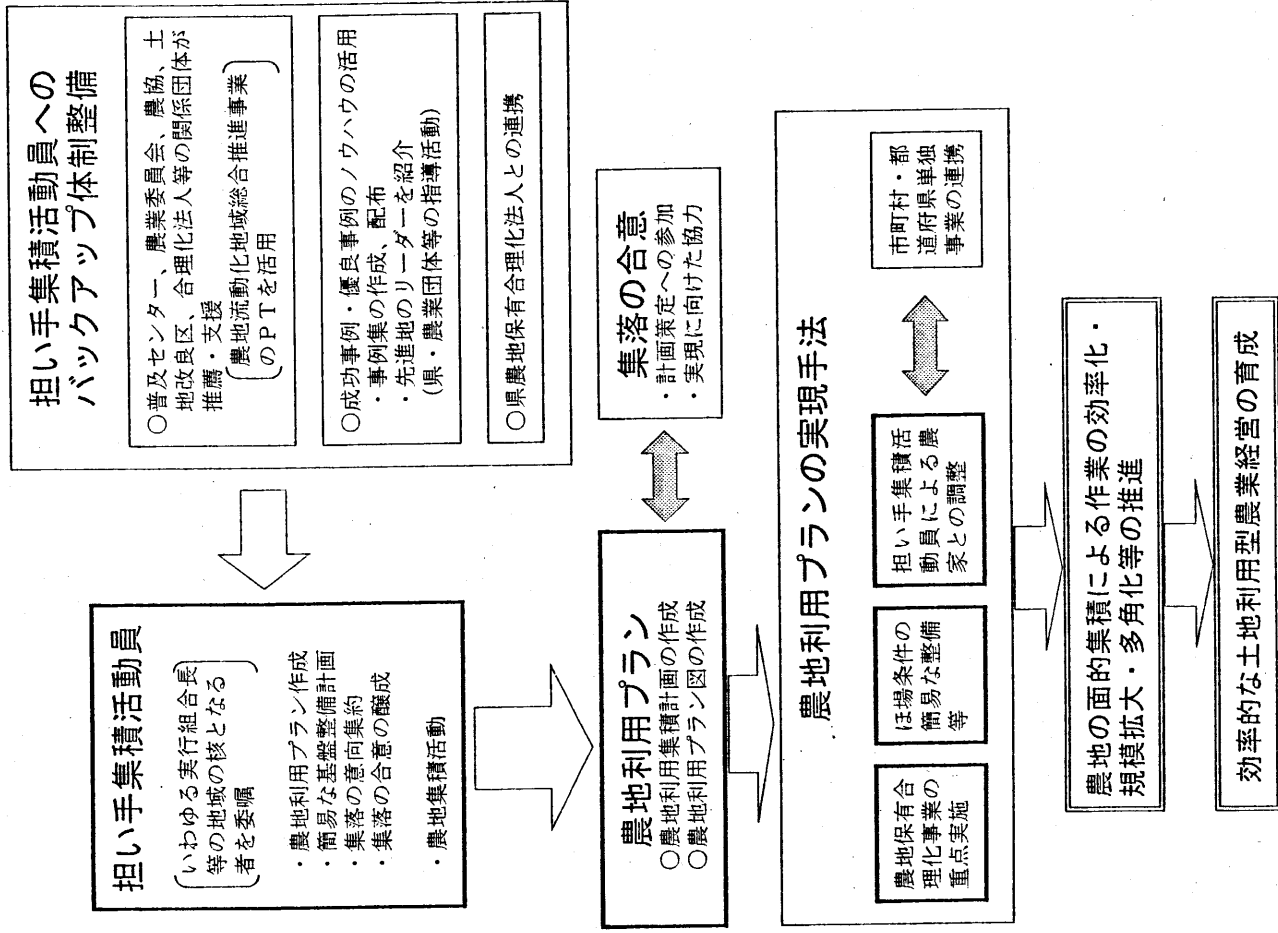
- (1) 実施主体
 - ① 農業構造転換担い手集積加速事業
市町村、農協、土地改良区、市町村公社
 - ② 農業構造転換地域連携事業
市町村、農協、土地改良区、市町村公社
 - ③ 農地保有合理化促進事業
都道府県、農地保有合理化法人、(社) 全国農地保有合理化協会
- (2) 事業実施期間
平成14年度から平成16年度までの3年間
- (3) 補助率
 - ① 農業構造転換担い手集積加速事業：1/2以内
 - ② 農業構造転換地域連携事業：1/2以内
 - ③ 農地保有合理化促進事業：定額

4. 平成14年度予算額

(1) 農業構造転換担い手集積加速事業（一般会計）	199,700 (0)	千円
(2) 農業構造転換地域連携事業（特別会計）	400,200 (0)	千円
(3) 農地保有合理化促進事業 拡充分	11,499,600 (0)	千円
計	12,099,500 (0)	千円

[経営局構造改善課]

利用集積緊急推進事業の体系



◇農地流動化地域総合推進事業概念図
 ----- 農地流動化地域総合推進事業 -----

<市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム>

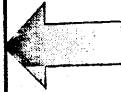
市町村、農業委員会、都道府県事務所、地域農業改良普及センター、
 農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人、農用地利用改善団体、
 その他の関係機関等の職員等

農地流動化総合調整事業

- 年度目標設定活動
 (5年目標をもとに当該年度における流動化目標を設定)
- 事業総合調整活動
 - ・事業連携計画作成活動
 (事業の選定及び組合せ方、関係機関・団体の役割分担、活動計画等)
 - ・進行管理活動
 (各事業の進捗状況の把握、事業連携計画の微調整等)

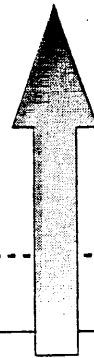
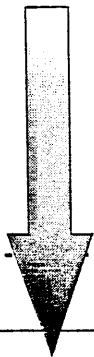
農地流動化分析事業

- ・今後流動化が予想される農用地の状況
- ・年度目標と事業ごとの流動化目標の達成状況
- ・関連事業を効果的に実施するための事業間の連携方向
- ・その他



利用調整支援事業

- 農業生産法人協調活動、農地移動適正化
 あっせん活動、囑託登記

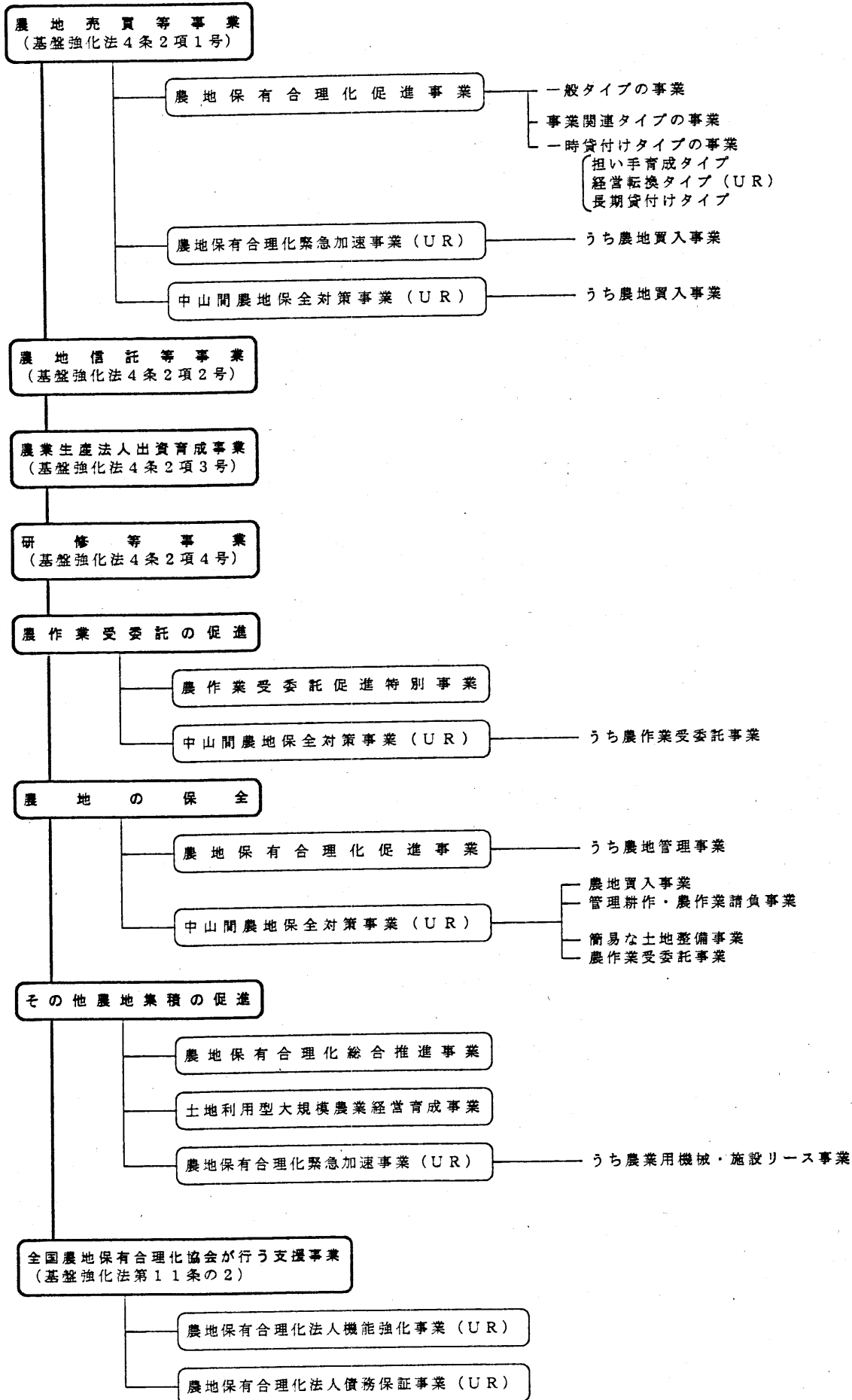


農地流動化対策関連事業

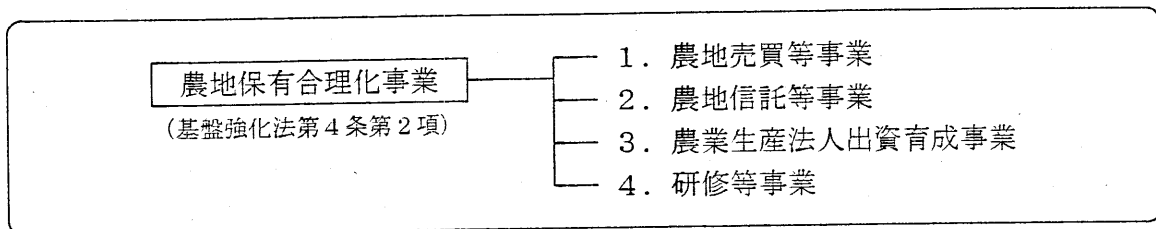
- 農地利用集積実践事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 利用集積緊急推進事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 販路開拓緊急対策事業・・・・・・・・・・(市町村等)
- 農地保有合理化事業・・・・・・・・・・(農地保有合理化法人)
- 認定農業者農作業受委託集積事業・・・(農業協同組合等)
- 経営構造対策・・・・・・・・・・(農業者等の組織する団体等)
- ほ場整備事業(担い手育成型)・・・・・・・・(土地改良区等)
- 畑地帯総合整備事業(担い手育成型)・・・(土地改良区等)
- 担い手育成草地整備改良事業・・・・・・・・(県等)
- 土地改良総合整備事業(担い手育成型)・・・(土地改良区等)
- 担い手育成農地集積事業・・・・・・・・・・(土地改良区等)
- 担い手育成草地集積事業・・・・・・・・・・(農業者等)
- 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業(土地改良区等)
- 担い手育成草地流動化促進事業・・・・・・(県(市町村))
- 農地流動化支援水利用調整事業・・・・・・(土地改良区等)

() 内は各事業の代表的な実施団体

農地保有合理化法人等が行う農地保有合理化に関する事業の体系図
(総括図)



農地保有合理化事業の概要

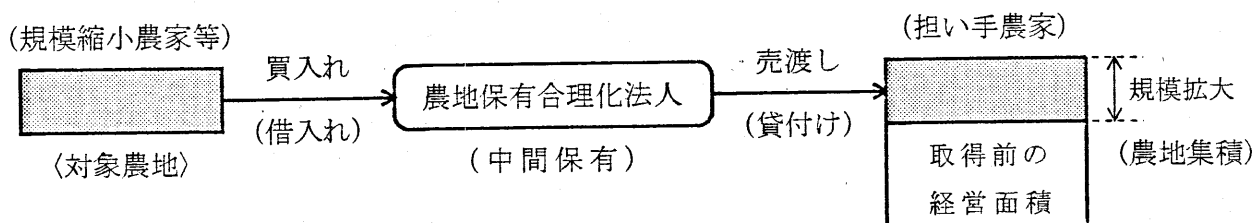


14年度予算額 (13年度予算額)

1. 農地売買等事業

(1) 目的と仕組み

我が国の農地所有の特徴である「零細分散錯ほ」状態を解消し、担い手農家への農地の利用集積を図るため経営規模の拡大、農地の集団化等合理的な農地保有を促進するため、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人）が農用地等を取得（買入れ又は借入れ）し、当該農用地等を一定期間保有した後、担い手農家に再配分（売渡し又は貸付け）する事業



(2) 補助事業

農地保有合理化促進事業

事業枠 660 (496) 億円

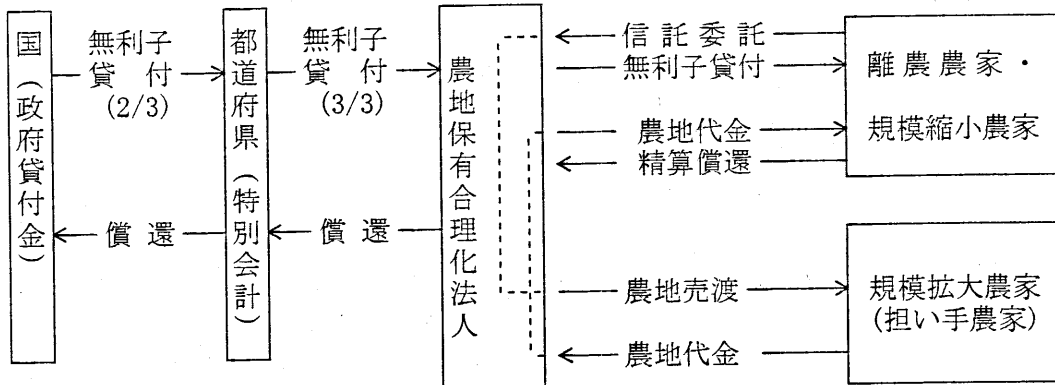
担い手農業者に農地の利用集積を図るため、次のタイプ別事業を実施

- 一般タイプの事業 (売買・貸借) : 規模縮小農家等から農地を買入れ（借り入れ）て、担い手農家に売り渡す（貸し付ける）事業
 受け手農家の金利負担（売買のみ） 1.5% H14.7.5現在
 貸し手農家に小作料の一括前払い（貸借） 3～10年分
- 事業関連タイプの事業 (売買) : 農地開発事業等と相まって、農地保有合理化法人が山林等を買入れて当該事業に参加し、農用地として開発整備された後に担い手農家に売り渡す事業
 受け手農家の金利負担 なし
- 特別タイプの事業 (売買) : 規模縮小農家等から優良農地を買入れ、担い手農家に一定期間貸し付け（貸し付けた後に当該農業者に売り渡す事業）
 受け手農家の金利負担 なし
 - ・担い手育成タイプ: 規模縮小農家等から農地を買入れ、担い手農家に一時貸付け（5年以内）後に売り渡す事業
 - ・長期育成タイプ: 規模縮小農家等から農地を買入れ、認定農業者等に長期（5～10年以内）に貸し付けた後に売り渡す事業
- 農地管理事業 : 農地売買等事業及び農地信託等事業により保有する優良農地を担い手に売り渡す（貸し付ける）までの間、良好な状態で管理するために、当該優良農地において緑肥作物の作付け及び管理耕作等を実施する事業
- 農業用機械・施設リース事業 : 農地保有合理化法人がリース会社等から借り入れた農業用機械・施設を農用地等と併せて認定農業者等に貸し付ける事業

2. 農地信託等事業

融資枠 1 (1) 億円

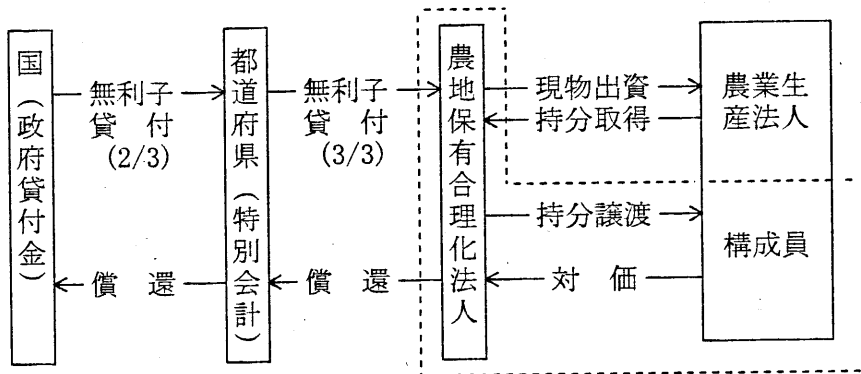
地価下落等による事業リスクにより、農地売買等事業では担い手農家への農地集積を行うことが困難な地域において、優良農地を担い手農家に円滑に集積するために、農地保有合理化法人が離農農家等から農地の売渡信託の引受けと併せて、信託委託農家へ無利子資金（当該農地の評価額の7割以内）の貸付けを行うことにより、円滑な離農と優良農地の担い手農家への集積を図る事業



3. 農業生産法人出資育成事業

資金枠 10 (3) 億円

地域農業の担い手である農業生産法人の自己資本充実と経営規模拡大の支援によりその育成を図ることを目的として農地保有合理化法人が農業生産法人に農地を現物出資し、当該出資により取得した農業生産法人の持分を構成員に対して、分割譲渡（最長25年）する事業



4. 研修等事業

農地売買等事業により農地保有合理化法人が保有する農地を活用して、将来の担い手の育成確保を図るため新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修を行う事業

5. その他事業（補助事業）

(1) 農地保有合理化総合推進事業

186 (186) 百万円

地域の実情に即した農地流動化と農用地の集団化を促進するため、県合理化法人と市町村合理化法人が連携して集落等を単位として農地保有合理化事業を総合的、効果的に実施するための体制を整備する事業

(2) 農作業受委託促進特別事業

貸付枠 60 (60) 億円

農地保有合理化法人が農作業の受託者に対して受託料の3年分以内（認定農業者については5年分以内）を一括して無利子で貸し付ける事業

(3) 農地売買円滑化事業

1,000 (1,000) 百万円

農地保有合理化法人が買い入れた農地を認定農業者等に対して一定期間貸付け後に売り渡す際、貸付け期間中の農地価格の下落により買入価格との差額が生じた場合、農地保有合理化法人に対し当該差額の一部を助成する事業

農地保有合理化促進事業の要件

		一般タイプの事業	事業関連タイプの事業	特別タイプの事業	
				担い手育成タイプ	長期育成タイプ
即売渡し		可	可	可	-
貸付け後の売渡し		-	-	5年以内	5～10年以内
買 入 要 件	土地条件	-	事業関連土地	優良農地	優良農地
	買入面積	-	-	-	-
	〈中山間地域〉			〈 - 〉	
	相手の確保	-	-	必 要	必 要
売 渡 ・ 一 時 貸 付 要 件	受け手の要件	認定農業者優先	認定農業者優先	認定農業者優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 新規就農者
	受け手の年齢	60歳未満 〔後継者がいる場 合は超えても可〕	60歳未満 〔後継者がいる場 合は超えても可〕	55歳以下 即売りは60歳未満 後継者がいる場 合は超えても可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 は50歳以下 ・ 新規就農者は 45歳以下
	[新規就農者]			[50歳以下] 中山間地域新規就 農者は55歳以下	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域新規 就農者は50歳 以下
売渡・貸付後の 経営面積	基準面積	目標面積	目標面積	目標面積	新規就農者は 基準面積
[新規就農者]	〔基準面積以下でも可〕		〔基準面積〕	〔基準面積〕	
〈中山間地域〉		に到達するか、又 はおおむね5年以内 にその規模に到達す ると認められること	〈基準面積〉	を越えること	を越えること

(備考)

- 「基準面積」：当該地域における営農類型ごとの農家の平均経営面積
- 「目標面積」：当該地域における営農類型毎に今後育成していこうとする目標面積
- 「事業関連土地」：農用地開発事業、ほ場整備事業等を行う農地、未墾地等
- 「優良農地」：土地改良事業等の公共投資が行われた土地等

耕作放棄地の推移

(単位：千ha、%)

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年		
	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率	経営耕地	耕作放棄地	耕作放棄地率
全国	4,567	93	2.0	4,361	151	3.3	4,120	162	3.8	3,884	210	5.1
都市的地域	1,031	21	2.0	660	28	4.0	597	26	4.1	544	33	5.7
平地農業地域	1,687	18	1.1	2,022	39	1.9	1,948	49	2.5	1,871	66	3.4
中山間地域	1,849	53	2.8	1,679	84	4.8	1,575	87	5.2	1,468	111	7.0
中間農業地域	1,405	36	2.5	1,223	60	4.6	1,150	62	5.1	1,077	80	6.9
山間農業地域	444	17	3.6	456	25	5.1	425	25	5.5	392	31	7.4

資料：農林水産省「農業センサス」

注1：耕作放棄地とは、過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び耕作する意思のない土地

注2：耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）×100

○ 耕作放棄地の動向

(単位：千ha、%)

	昭和55年面積	昭和60年面積	平成2年面積	平成7年面積	平成12年					
					面積		耕作放棄地率		畑	
					田	畑	田	畑		
合計	92	93	151	162	210	84	125	5.1	3.6	7.2

資料：農林水産省「農業センサス」 (毎年2万ヘクタール発生)

耕作放棄地の発生要因

発生要因	有効回答数(市町村)	割合
労力・受手不足	392	53%
高齢化	68	9%
後継者不足・兼業化	39	5%
複合的要因	285	38%
土地条件が悪い・未整備	209	28%
農業意欲の低下	56	7%
不在地主・相続等	33	4%
その他	49	8%
計	739	100%

注：遊休農地活用推進事業実施市町村（461）の回答によるもので、未回答市町村がある。
また、複数回答市町村がある。

平成14年度の遊休農地解消のための主要事業

(単位：百万円)

事業名	平成14年度 予算額	事業内容
1. 遊休農地解消総合対策事業	158	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村段階での遊休農地活用計画策定 ○遊休農地の簡易な土地条件の整備 ○集落機能を活用した遊休農地活用集落計画策定及び遊休農地再活用ボランティアの養成等を追加
2. やすらぎの交流空間整備事業	301	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地等を活用した滞在型市民農園等の整備
3. 都市農村ふれあい農園整備 (新規)	173	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地等を活用した市民農園の計画的な整備
4. 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業(新規)	100	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休化した「谷津田」等地域資源を活用した自然とのふれあいの場、自然教育の場の整備
計	732	

遊休農地に関する措置（農業経営基盤強化促進法第27条）の概要

1 趣旨

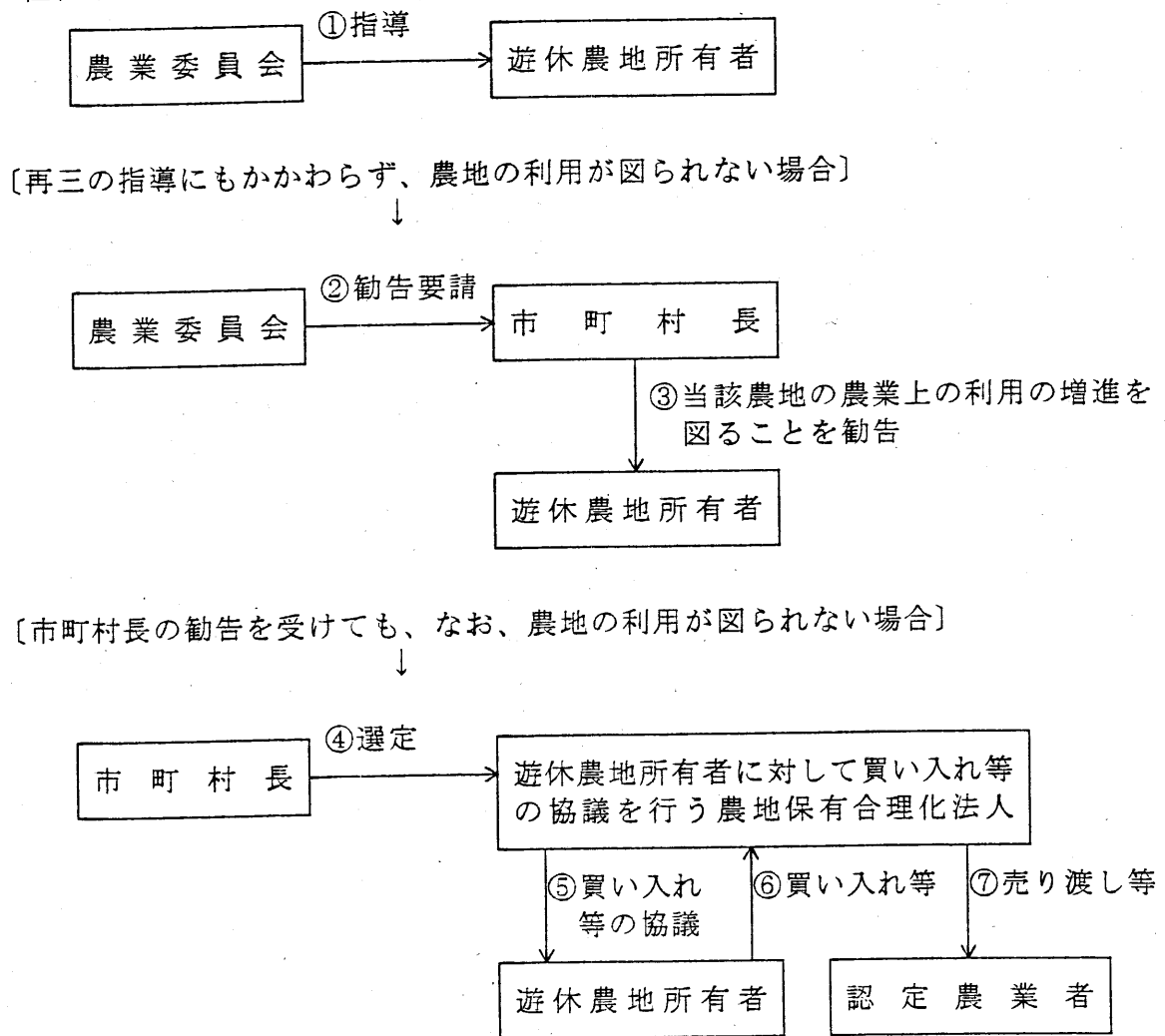
経営基盤の強化を図るためには、農用地の農業上の利用を促進することが最も重要であることから、農用地の利用権の設定等や農作業の受委託の促進だけでなく、農地として利用できる条件にありながら利用されていない遊休農地の活用も積極的に図る必要がある。

このため、遊休化していることにより周辺の農地に悪影響を及ぼすような農地について、市町村長による勧告制度を設け、遊休農地の農業上の利用の増進を図ることとした。

2 対象となる遊休農地の要件

- ① その農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれること。
- ② その農地を含む周辺の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、その農地の農業上の利用の増進を図る必要があること。

3 制度の仕組み

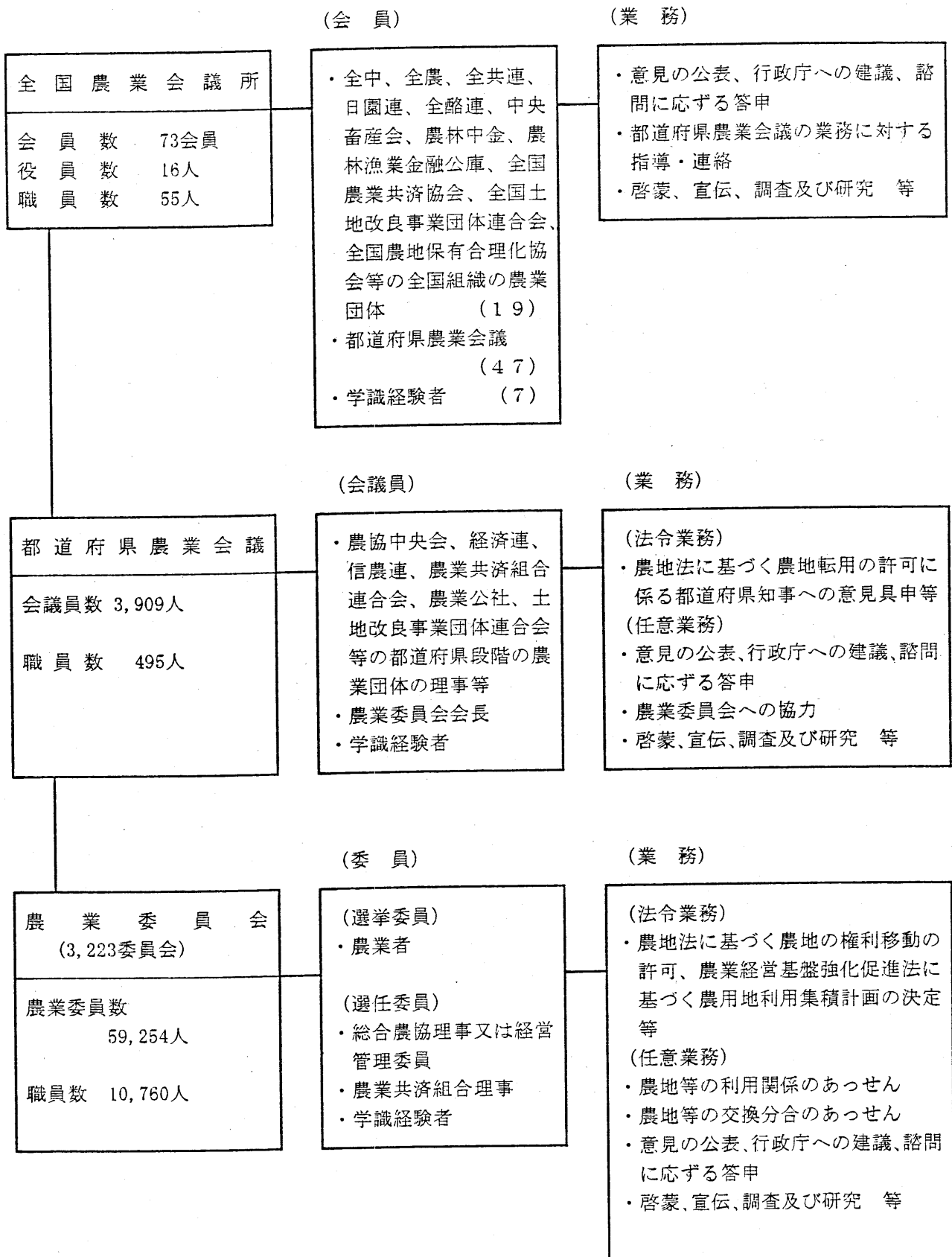


遊休農地に関する措置（農業経営基盤強化促進法第27条）の実績

(面積 : ha)

事項	年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
	農業委員会の指導	件数	5,762	2,564	3,017	5,690	4,275	7,093	9,200	12,918	3,872	5,707
面積		795	497	710.8	1,102	751.8	1,586.3	2,028.2	2,720.8	791.4	813.1	1402.0
市町村長の勧告	件数	3,295	32	34	2	2	201	0	0	0	0	3
	面積	141.8	3.6	3.4	0.4	0.7	105.1	0	0	0	0	2.2
買入れ等の協議	件数	0	0	0	0	1	28	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0.6	19.1	0	0	0	0	0
合理化法人による買入れ等	件数	0	0	0	3	1	40	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	120	0.6	26.4	0	0	0	0	0

農業委員会系統組織の概要



注1. 農業委員会及び都道府県農業会議は、平成12年10月1日現在である。

2. 全国農業会議所は、平成14年4月1日現在である。

業 務

1 農業委員会

◎、法令の規定により専属的な権限とされている法令業務及びそれ以外の任意業務を行う。

(1) 農地部会(又は総会)の平均開催回数は約12回

(2) 法令業務

○ 業務内容

農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等農地の利用関係の調整等に関すること。

○ 法令業務の処理件数

法令業務の処理件数は、全体として減少傾向にあるが、農業経営基盤強化促進法に基づく業務の割合が増加している。

・ 処理件数

60年 788千件 → 12年 593千件
(100%) (75.3%)

・ 利用権(農業経営基盤強化促進法関係)の構成比率

60年 19.4% → 12年 36.1%

農業委員会の業務の処理件数

① 法令業務

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成11年		平成12年	
	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比
農地法	767,456	88.8	635,522	80.7	620,734	81.1	454,421	74.1	381,131	66.1	379,122	63.9
第3条	382,537	44.3	315,314	40.0	256,786	33.6	160,471	26.2	132,714	23.0	130,506	22.0
第4・5条	338,916	39.2	279,006	35.4	318,093	41.6	258,466	42.2	213,572	37.0	211,184	35.6
第20条	46,003	5.3	41,202	5.2	45,855	6.0	35,484	5.8	34,845	6.0	37,342	6.3
農業経営基盤強化促進法	96,845	11.2	152,476	19.4	144,323	18.9	158,626	25.9	195,647	33.9	214,112	36.1
合 計	864,301	100.0	787,998	100.0	765,057	100.0	613,047	100.0	576,778	100.0	563,234	100.0

「農地の移動と転用」による。

② 任意業務

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成10年		平成11年	
	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数	処理委員会数	処理件数
農地等の利用関係のあっせん等(1号)	2,278	1,757	26,003	21,297	1,617	14,821	9,808	10,423	860	10,423	878	9,539
農地の交換分合等のあっせん等(2号)	753	421	6,584	3,257	770	770	690	1,124	1,124	1,124	708	708
農業・農村に関する振興計画の相立及び其他の推進に関する事項(3号)	1,763	1,376	100	92	2,501	131	2,331	2,316	2,316	2,316	2,390	2,390
農業生産の推進に関する事項(4号)	1,601	1,373	100	92	2,501	131	2,331	2,316	2,316	2,316	2,390	2,390
農業生産、農業経営に関する調査及び研究(5号)	1,709	1,445	1,709	1,445	2,895	1,257	2,801	2,792	2,792	2,792	2,848	2,848
農業及び農村に関する事項のうち、宣伝の啓発、宣伝(6号)	2,937	2,739	429	569	2,965	1,247	2,875	2,853	2,853	2,853	2,900	2,900
意見の公表	444	331	857	707	413	339	557	594	594	594	602	602
建議	839	670	1,247	929	653	831	616	679	679	679	683	683
答申	998	858	2,007	2,104	544	1,485	283	221	221	221	217	217
合 計	22,007	17,104	22,007	17,104	17,104	14,855	14,855	14,855	14,855	14,855	15,500	15,500

「農業委員会及び都道府県農業会議実施調査結果」による。

活動内容

(1) 農地関係

主な事業	内 容
農地に関する情報 基盤の整備	農地関連業務を円滑に実施するための基礎的資料である、農地基本台帳(農地・農家についての資料)及び地図情報を整備・電子化し、農地の管理、有効利用等を促進する。
農地流動化地域総合 推進事業(利用 調整支援事業)	認定農業者からの利用権の設定を受けたい旨の申出及び農地移動適正化あっせん事業に基づく権利移動のあっせん

(2) 経営体の育成・経営指導

主な事業	内 容
農業経営管理能力 向上支援事業	経営管理能力の向上を図るため、認定農業者等を対象として、簿記記帳・青色申告の講習活動等を行う。

- ・ 農業者年金業務
(内容) 農業者年金加入資格者の認定、経営移譲年金の受給資格者の認定等の業務を行う。
- ・ 農地保有合理化促進事業
(内容) 担い手農家への農用地等の集積による規模拡大を促進するため、都道府県農業公社が買入れ、又は借入、規模拡大農業者に売却し又は貸付ける。

③ 任意業務

- 農業者の代表である農業委員で構成されていること、法令業務を通じて「土地と人(経営)」に関するノウハウを蓄積していることを活かして、次のような農地の流動化、担い手の育成等構造政策の推進を中心とした業務を行っている。
 - ア 農地等の情報を一元的に整備・管理し、これを基にして優良農地の保全、担い手への農地の利用集積等の農地関係業務の円滑な実施。
 - イ 認定農業者への農用地の利用集積に向けたあっせん・調整活動、農業関係機関・団体の実践活動総合調整等の実施。
 - ウ 簿記記帳・青色申告など農業者の経営知識の普及・指導、農業者年金、農地関係の税金等を中心とした相談活動の実施。

農業委員会系統組織の改革プログラムについて

(農業委員会部分の抜粋)

平成13年1月31日
全国農業会議所

農業委員会系統組織のあり方については、農業委員会等制度研究会において検討がなされ、昨年2月に報告書が取りまとめられたところである。

この報告書においては、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所の3段階において一定の改革の方向が示されるとともに、農業委員会系統組織としても組織体制の適正化や組織の効率的な再編整備について早急な対応が求められることから、組織の改革に関する改革プログラムを1年以内に策定することとされた。

これを受けて、当会議所は、今般、農林水産省との協議を踏まえ、以下の通り改革プログラムを取りまとめたところであるが、この取りまとめに当たっては、

① 農業委員会等制度研究会報告書が示した「組織の見直しの方向」に沿ったものとする

② 食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）が示したとおり、「優良農地の確保及びその有効利用、担い手の育成及び確保等の役割を効率的かつ十分に果たすこと」ができるようにすること

を旨として業務および組織のあり方について検討を行ったところである。

今後、農業委員会系統組織の関係者等にこの改革プログラムの内容について、情報提供を行いつつ、着実に推進していくこととする。

1. 市町村農業委員会

「基本計画」の実現のために、農業委員会は、行政委員会として農地法等の法令業務の厳正実施の役割を十全に果たすとともに、地域の農地利用についての新たな秩序づくりや担い手の確保・育成に全力で取り組み体制を確立する。併せて、農業者の公的代表として意見の公表、情報宣伝等の推進に努める。

項 目	13 ～ 14年度	～ 16年度
1. 行政委員会としての役割	◎改正農地法に基づく農業生産法人制度の適正運用による農業経営の法人化と地域農業の活性化の推進 ○農業生産法人の活動状況の的確な把握と指導体制の整備	・左記取り組みの推進

○農業生産法人の健全な育成と地域農業の活性化のための地域レベルの関係者との「協議の場」づくり

2. 構造政策への積極的取り組み

(1) 優良農地の確保及び有効利用、担い手の育成及び確保

- ◎農業現場の実情に即した農地対策・担い手対策（「地域農業再生運動」一平成11～16年度への推進）を着実に推進
- 農地利用の総点検と担い手の育成・農地の効率利用に向けた話し合い活動
- 遊休・耕作放棄地の発生防止と解消活動（特定農業法人づくり等）
- 地域農業者の経営改善計画の作成に向けた取り組み（認定農業者の擁起こし）
- 認定農業者との意見交換の実施

・左記取り組みの推進

(2) 農地・農家等に関する情報の電子化の推進による効率的な管理及び提供

- ◎農地基本台帳の電子化及び地図情報・照合システムの推進による農地、農家等の情報の効率的な管理及び情報提供等の体制を整備

・左記取り組みの推進

(3) 農業者年金の新制度への円滑な移行の実現

- ◎農業者年金の新制度の啓発普及活動の着実な実施

・左記取り組みの推進

(4) 関係機関・団体との連携強化

- ◎構造政策の一層の促進を図るため、関係する市町村部局、農協系統、農業公社等の団体との連携及び役割分担に向けた地域における協議を推進

・左記取り組みの推進

<p>3. 組織体制の適正化</p> <p>(1) 農業委員の地区担当制の整備</p>	<p>◎①遊休農地・無断転用等の点検、②農地の利用集積の促進、③認定農業者の掘り起こし、等の現場の課題に対応する農業委員を明確にするための農業委員の担当地区の設定</p>	<p>・左記取り組みの推進</p>
<p>(2) 農業委員定数の適正化</p>	<p>◎農業委員定数について、農家戸数・農地面積の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進 (平成14年7月・第18回農業委員統一選挙に向けた対応)</p>	<p>・左記の結果を踏まえた取り組みの推進</p>
<p>(3) 地域の農業・農村を担う多様な人材の農業委員への登用</p>	<p>◎地域の世話役や構造政策の積極的な推進に資するよう、女性・青年農業者及び認定農業者の選挙委員への立候補促進、選挙委員への登用の促進 ○女性農業委員については、「農山漁村男女共同参画推進指針」を踏まえ、1農業委員会当たり複数人の女性農業委員を目標に、議会推薦による女性委員の登用、選挙委員での立候補の環境づくりを推進 ○青年農業者、認定農業者の選任委員への登用や選挙委員での立候補の環境づくりを推進</p>	<p>・左記対策の結果を踏まえた新たな目標の設定と取り組みの推進</p>
<p>(4) 農業委員会間の広域連携</p>	<p>◎認定農業者等の広域的な農地利用に適切に対応するため、農業委員会の広域事務連絡会（仮称）の設置と定期開催による情報の共有化など連携の強化</p>	<p>・左記取り組みの推進</p>